

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第8期計画期間 第6回会議)

日時：令和4年9月28日（水）
午後3時30分～

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1～6-2)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7-1)
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8)(参考資料8-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 4 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5-1 施設整備状況一覧表(令和 4 年 9 月 1 日現在)
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6-1~6-2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 7 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 7-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について
- 資料 8 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 8-1 資料 8 に係る地域密着型サービス事業計画、評価項目に係る基準省令・解釈通知

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会
地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第6回会議）議事録

日時：令和4年9月28日（水）15:30～16:35
オンライン開催（事務局：文化観光局第2会議室）

<出席者>

【委員】

黒島武志委員、小坂浩之委員、田口美之委員、土井勝幸委員、矢吹知之委員長、渡邊純一委員 以上6名、五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、笠間介護保険課管理係長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)及び議事(1)～(3)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募状況について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

黒島委員：資料3の事業所の廃止について、(1)に記載の地域密着型通所介護事業所の「利用者への措置等」に「他事業所等へ調整済」とあるが、「等」とあるのは他事業所への移行以外の状況があったということか。

稲辺係長：廃止に伴い利用を終了した方もいたため、このような記載とした。

田口委員：他事業所へ移行した利用者とサービス提供を終了した利用者がいたのであれば、内訳を具体的に資料に記載するべきである。また、同じく資料3(2)に記載の認知症対応型共同生活介護事業所については、運営法人の変更のみということによ

いか。

稲辺係長：資料3(2)については、第8期第4回会議の際に、運営法人の変更として報告および議事として審議した事業所が、再び運営法人の変更を行い、もとの運営法人に戻るという内容である。

田口委員：資料3(1)の部分の記載方法についての質問にはどのように考えているか。廃止に伴う利用者への措置については正確に記載していただきたい。

稲辺係長：利用者への措置の内訳については、確認の上、本日の会議の中で報告する。また、資料への記載方法については、次回以降に向けた対応を検討する。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1~6-2)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

土井委員：参考資料6-1の地域密着型通所介護事業所について、事業所名から機能訓練と入浴サービスを提供する意向がある事業所と思われる。短時間型で機能訓練特化型の通所介護事業所の場合、入浴サービスを提供しない事業所が多いことが特徴だと思うが、この事業所は入浴サービスを位置づけているということによろしいか。

古城課長：入浴サービスを実施することを確認済みである。

小坂委員：同じく参考資料6-1について、ビルの1階に位置する事業所であり、面積の基準を満たしているとの記載があるが、10名の定員で機能訓練及び入浴サービスを実施するというのであれば、かなり密な状態にならないか。また、1階ではあるが、段差があるなど、事業所に入るまでの動線に問題はないか。

古城課長：面積については資料に記載のとおり基準を満たしている。事業所までの動線についても、指定前現地調査で事業所を訪問した際に特に問題がないことを確認している。

田口委員：資料3でも説明があり、資料6(2)に記載のある認知症対応型共同生活介護事業所について、関連法人からの事業譲渡による新規指定ということだが、新旧の法人にはどのような関連があるのか。

古城課長：これまで運営していたのが、変更後の運営法人のグループ会社(子会社)である。

田口委員：令和4年4月1日に指定を受け、6か月間運営を行い、10月1日から親会社である関連法人が直接運営を行うということなのか。

古城課長：令和4年4月1日に運営法人の変更のため新規指定を受け、6か月間運営してきたが、10月1日からは、令和4年3月31日まで当該事業所を運営していた法人に戻ることになる。

田口委員：なぜそのような状況になったのか。

古城課長：事業所建物が賃貸であったが、運営法人の変更により賃貸借契約の借主の変更手続きを行おうとしたところ、貸主との調整がつかないことから契約の変更を行わないこととなり、結果的にそれに伴い運営法人も元に戻すことになった。

田口委員：賃貸借契約が元に戻ったということか。

古城課長：令和4年4月1日の新規指定に伴い、賃貸借契約の変更の手続きを進めていたが、調整がつかない状態で期間が経過してしまっていた。賃貸借契約の当事者は指定後に変更していない。

田口委員：では、賃貸借契約の当事者ではない事業者を指定したということか。貸主との契約変更の手続きが完了していない状態で、運営法人の変更を認め新規指定をするべきではなかったのではないか。

稲辺係長：令和4年4月1日に指定を受けるにあたり、口頭で貸主の了解を得ていることを確認しており、指定手続きを進めたものである。

田口委員：実際には契約変更の手続きができなかったので、当事者が変わっていないのだろう。賃貸借契約の当事者でなければ建物を使う権限がなかったのではないか。

稲辺係長：貸主からは確約をもらった上で指定申請の手続きを行っていたと聞いている。

田口委員：入所施設であり利用者もいる中で、そのような進め方はどうなのか。

稲辺係長：運営主体は変更したが、事業所の所在地や職員等、利用者の処遇に関わる部分については変更がなかった。

田口委員：経営者が変わったのだからそうはいかないだろう。賃貸借契約の当事者でなければ建物を使う権限がなかったのではないか。それなのに指定を行ったのはいかなものか。

磯田係長：通常の施設整備の場合、貸主とはある程度の確約をとった上で話を進めていき、指定を受けた上で契約を締結するという流れになると思う。今回の場合も、指定を受けた令和4年4月1日以降で契約の変更手続きを行うのが通常だと思う。事業者も指定を受ける前に契約の変更を行うことはできないと思うので、事前に貸主から了解を得て手続きを進めていたのだが、結果的に契約の変更を行うことができなかった。

田口委員：契約変更がうまくいかなかったことから元の運営法人に戻すという判断は、市が指示したことなのか。

磯田係長：こちらの指示ではなく、事業者が指定申請を行ったことから認めざるを得なかった。

田口委員：もともと令和4年4月1日付で関連法人に事業譲渡を行ったということだが、どのような必要性があって行ったことなのか。

磯田係長：第8期第4回会議でもご説明した通り、認定医療法人へ移行するために、認知症対応型共同生活介護事業等の複数の事業所を、関連法人に事業譲渡していた。

古城課長：認定医療法人に移行するためには、法人の収入のうち、社会保険診療等に係る収入の割合に要件があり、その要件をクリアするために認知症対応型共同生活介護事業所等の事業を関連法人に事業譲渡したと伺っている。

田口委員：経営方針によるもので利用者にとっては関係のない話であり、認めなければよいのではないか。

磯田係長：しかし指定をしないという根拠もないため、難しい。

矢吹委員長：4月1日からの6か月間は事業譲渡後の法人が運営し、介護報酬を得ており、職員も運営法人の変更があったために雇用契約を結び直していたということか。

古城課長：その通りだ。

田口委員：介護報酬のことなどは確認し、今後の委員会で報告していただきたい。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料に記載の事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

黒島委員：資料7-1に記載の認知症対応型共同生活介護事業所について、運営指導の実施状況等に記載の「身体拘束等の適正化のための研修が年2回以上実施されていなかった」という内容であるが、年に1回は実施されていたということか。それとも1回も実施されていなかったということか。

古城課長：年に1回は実施されていた。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について(資料8、参考資料8-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か意見等はあるか。

渡邊委員：G1の事業計画書に記載の「ハートビル法」だが、既に廃止されており、現在は「バリアフリー法」に変わっている。ヒアリング・審査にあたって、確認が必要と思われる。

古城課長：こちらでも確認していきたいと思う。

小坂委員：G1の開所予定が令和5年4月1日となっており、スケジュール上タイトなようだが、計画上可能であるのか。

古城課長：G1については既存事業からの転換であり、建物の建築期間がないため、このような開所予定になっていると思われる。ヒアリングの際には改めて確認する。

田口委員：G3の経営状況について、令和3年度にかけて利益が減少しており、経営が悪化しているようだが、運営を行うことができるのか。公認会計士による審査があるのか。

古城課長：こちらでも概要は確認しているが、公認会計士による審査が行われるため、それを踏まえて選定を行っていく。

土井委員：当方もクリニックを運営しているが、少なくとも令和2年度～4年度に関しては、クリニックベースだとコロナの影響によりかなり経営状況は変わってくる。どのようなコロナ対応のサービスを提供しているかによって収益は大きく下がるということはある。公認会計士による審査があるとのことなので大丈夫だと思うが、さらに確認はしていただきたい。

古城課長：ご指摘いただいたことを踏まえて審査を行っていく。

矢吹委員長：G1の事業計画書に誤字が見られる。また、虐待防止の措置、感染症、業務継続計画の策定といった、令和6年3月31日までの経過措置がある基準について、様式に含めるべきではないか。

古城課長：経過措置があるものについては、様式には反映していないが、取り組み状況についてヒアリングの際に確認する予定である。

4. その他

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

稲辺係長：資料3（1）の地域密着型通所介護事業所の廃止に伴う利用者の移行の内訳についてだが、7月時点の登録者数は73名であった。うち11名は長期間利用していなかったため、実質的な登録者数は62名となる。入院・入所中の利用者も含めて、47名は移行先の事業所が決定し、サービスを利用しないと選択したのは15名であった。割合にすると24%である。15名の中には、割合は不明だが、コロナウイルスの影響により、事業所の廃止を機に利用を控えるとした方もいたということだ。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第8期計画期間 第7回会議)

日時：令和5年1月10日（火）
午後2時～
事務局：5階 旧局4会議室

次 第

2 開 会

2 報 告

- (2) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

3 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7-1)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について
- 資料 3 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 4 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5-1 施設整備状況一覧表(令和 5 年 1 月 1 日現在)
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6-1 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 7 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 7-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会
地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第7回会議）議事録

日時：令和5年1月10日（火）14:00～15:30
オンライン開催（事務局：旧健康福祉局第4会議室）

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、黒島武志委員、小坂浩之委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、矢吹知之委員長、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)及び議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

田口委員：資料3の事業所の廃止について、(1)に記載の事業所は単純に事業所を廃止することか。(2)記載の事業所は事業譲渡を受けるのか、譲渡する側なのかがよく分からない。新たに運営する事業者はどこであるか。

稲辺係長：(1)に記載の事業所については事業所がなくなるということである。(2)に記載の事業所の詳細については、後ほど指定についての議事の際にご説明する。

矢吹委員長：(1)については事業所の運営を終了するというところで、(2)については他の法人に対して事業譲渡をし、運営法人は変わるが事業所としては存続するというところでよいか。また、資料より、(1)に記載のグループホームの利用者が(2)に記

載のグループホームに移行した上で、運営法人が変わるといことが推測できる。

稲辺係長：その通りである。

田口委員：廃止の理由が「事業譲渡のため」と記載されているが、経営状況が悪いために事業譲渡を行うということではないのか。

稲辺係長：グループホームを運営していた事業者については、そのような理由であると認識している。

田口委員：また、廃止する事業所の中で、開設時等に補助金の交付を受けているところはあるか。

稲辺係長：補助金に関しては、介護ロボット導入に係る補助金の交付を受けているところがあるが、処分制限期間を経過しており特段の手続きは不要であることを確認している。

田口委員：このように経営状況の悪化に伴って事業譲渡をしてしまうような事業者に対して、補助金を交付するべきではないと考える。

矢吹委員長：運営期間が6か月で事業譲渡を行う事業所もあるようだ。また、(1)に記載の事業者は、法人全体が廃業するということか。ホームページも閉鎖されているようである。

稲辺係長：介護業界からは撤退すると伺っている。確かにホームページは現在見られなくなっているようだ。

黒島委員：資料5の施設整備状況について、今期計画の目標は達成することが可能となりそうか。見通しを伺いたい。

稲辺係長：グループホームに関しては、応募状況が順調であることから達成が可能と思われる。小規模多機能・看護小規模多機能については、応募状況が思わしくないことから、厳しい状況であると思われる。

黒島委員：小規模多機能・看護小規模の応募状況に関しては、訪問介護と通所介護を組み合わせた新しいサービス種別の創設が予定されていることの影響もあるのか。

稲辺係長：小規模多機能・看護小規模多機能については、以前から応募が少ない状況が続いていたところである。今年度、事業者に対してアンケートを行っており、今後ニーズの分析等を行う予定である。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：資料6に記載の運営法人の変更に伴う新規指定を行う事業者について、利用者は利用を継続するということだと思うが、職員も勤務を継続してサービス提供ができる体制となっているか。

古城課長：職員は法人変更後も継続して勤務することを確認している。

折腹委員：昨今、介護人材の確保が難しくなっており、経営を行うことも難しいとは思いますが、

質の良いサービスを提供する職員を確保したり、育成したりする環境が整っていないと、サービス提供を続けていくことができなくなる。そのあたりに力を入れないと、経営者が何度も変わったり、サービス提供を行う職員の退職が相次いだりということにつながるため、方策が必要と考える。

田口委員：折腹委員のご意見に関連してだが、人材を集めるのは大変なので、新規で事業所を開設し職員を雇用するよりも、既に運営している事業所を買収する方がリスクが少ないという状況があり、事業譲渡の件数は増えてきている。しかし、運営法人の変更後も職員がとどまるかということに関しては、雇用契約時に1年間の契約期間を設けて退職防止などを行っているが、1年経過後に退職してしまうこともあり、やはりリスクはある。そのような状況の中でのご意見だと思う。

古城課長：職員の勤務条件についても、質の高いサービス提供にあたって重要な要素であると考えている。実効性のある対策はなかなか難しいところではあるが、当課としては、国が創設した処遇改善加算について、取得促進のために今年度より個別相談会や専用ダイヤルの設置等を行っている。優秀な人材を確保する一環として、市としても支援を行っているところである。

矢吹委員長：経営については深刻な状況であると思うため、充実した支援が行われればと考える。

また、事業譲渡にあたって、譲渡先の法人についての審査も行われているということでしょうか。

古城課長：事業譲渡による運営法人の変更にあたっては、通常の新規申請の手続きが必要であり、この委員会でも議事として審議するが、公募での選定時のように譲渡先の法人についての審査を行ったり、審査委員会にかけたりするというところまでは行っていない。短期間で廃止に至った事業所もあることから、今後考えられることとしては、財務諸表を参考資料として提出していただくことや、土地・建物が自己所有でない場合には、契約書や合意書等の提出を求めることを検討し、将来的に安定した運営が行われることの確認をしていきたいと考えている。事業者に対しては、選定時等に、事業譲渡や廃止の可能性がある場合には予め相談していただく必要があることを以前よりお伝えしているが、事業譲渡等に至る経過や、職員や利用者への説明の時期、利用者が利用継続を希望する場合には調整状況などの確認を今後も継続していきたい。

矢吹委員長：事業実績はとても大切だと思うので、過去の事業実績も審査をしていく必要があると感じるとともに、このような事業譲渡が繰り返されると、最終的には大きな法人だけが残るということも起こり得ると思われるため、小規模な心ある事業所をどのように支援していくのか、検討が必要であると思う。

田口委員：古城課長より説明いただき納得できたが、例えば横浜市の場合、事業譲渡に伴う運営法人の変更の際にも、新規申請を行う必要があり、その手続きは厳格である。しかし、説明によると、仙台市ではあまり確認作業等をしていないと思われ、望ましくない。また、先ほどの発言に補足すると、事業譲渡後の雇用契約は、1年

間は従前の給与と同額を保証するが、1年経過後に保証がなくなるため、その時点で退職する職員が多くいる、というような状況である。

また、事業譲渡であっても新規申請は行う必要があるはずだが、いかがか。

古城課長：新規申請は必要である。公募の選定時のような厳格な審査は行っていないという状況を説明した。田口委員より、他都市の事例等もご教示いただいたため、今後研究等を進めていきたい。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料に記載の事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7-1)
事務局より説明。

また、渡邊委員より、参考資料7-1に記載している地域密着型通所介護の改善指示事項について、「月ごとの勤務表の作成と各職種ごとの日々の勤務時間や配置の明確化にとどまらず、残業代の未払いや長時間労働の慢性化など、適正な勤怠管理を怠っていないか確認が必要と考える」との意見を事前に頂いていたことを説明。当該事業所への指摘事項に関しては、職員それぞれのシフト(曜日、時間帯)が定められているものの、基準上必要な、月ごとの勤務表が作成されていないという状況であり、運営指導の際にタイムカードなどを確認し、概ねシフト通りに勤務が行われており、また、不適切な勤怠管理が行われている状況にもないことを確認している旨を説明。

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。渡邊委員は、ご意見に関する先ほどの回答についていかがか。

渡邊委員：事前にメールで回答をいただいております、特に回答にも問題はない。

小坂委員：資料7-1に記載の1件目の地域密着型通所介護事業所について、人員配置を満たしていないという内容の指摘事項が散見されるが、必要な人員が配置されない中で介護報酬の請求を行っていたという理解でよろしいか。

古城課長：記載している指摘事項のうち、介護報酬の返還が生じる可能性があるものもある。事業所による自主点検の結果、必要に応じて過誤調整の報告、及び利用者への一部負担金の返金を行うよう指示している状況である。

小坂委員：不適切な算定をしていた場合にはその分の介護報酬を返還させるということか。

古城課長：その通りである。

折腹委員：小坂委員の質問と同じ事業所について、返還ということになれば遡って職員の配置状況等を確認していくことになると思うが、更新が1月15日と迫っており、現時点で改善報告がされていないということは、更新後も状況が改善されていないことを事業所側が認識しながら、介護報酬の請求を行うことになってしまうのではないかと疑ってしまう。厳しく検討しなければ、更新することは難しいのではないか。

古城課長：指摘事項が多くあるが、いずれも悪意があるものではなく、事業所側の認識不足

によるものであると判断している。例えば、機能訓練指導員の配置がなかったという指摘事項に関しては、事業所側は有給休暇を取得している日も職員の配置をしているとみなされると誤認していたが、基準上はサービス提供する職員の実際の勤務が必要であり、配置がされていない日が1日あったという状況である。指導の際にも誤りを指摘し、理解を得ている状況である。その他の事項についても運営指導の場で指摘し、理解を得られている状況である。過去数年間に遡り確認が必要な事項や、人員の確保が必要となる事項もあるため、事業者による金額の計算等に時間がかかっており、改善報告はまだ提出されていない状況ではあるが、改善報告が提出された際にはこちらでもしっかりと確認していきたい。

折腹委員：もし改善報告が間に合わない場合にはどのようなになるのか。

古城課長：改善報告の期限は更新日前に設定している。

折腹委員：今週末までということになると思うが、見込みとしては間に合いそうであるか。

古城課長：過誤調整については中間報告になってしまう可能性もあるが、進捗状況を確認したいと思っている。

田口委員：この地域密着型通所介護事業所については、このような状況で指定更新を認めるということは不適切である。また、残業代の未払いがあるという状況は、重大である。指摘事項がこのように多くある状況で、指定の更新を認めるべき案件なのか、よく検討していただきたい。

古城課長：超過勤務分の賃金を払っていないという状況ではない。先程も、不適切な勤怠管理を行っている状況ではない、ということをご説明した。また、運営指導の際に口頭で指摘し、事業所側に理解を得られているため、更新に支障がある事業所ではないと考えている。

田口委員：私としては認めたくないと思う。

古城課長：行政処分等といったレベルではなく、指摘事項について改善報告がなされれば、今後適切な運営が行われるものと考えている。

矢吹委員長：市の判断としては、故意ではないということ、長期にわたるものではなく、事務的なミスや未熟な点があり、悪意があると断定することはできないということでしょうか。

古城課長：その通りである。

田口委員：不適切な算定分の返還は既にされているか。

古城課長：現在は事業所で確認しており、返還は今後の対応となる。

端末の不具合があり、一時中断となる。

古城課長：端末に不具合があり、調整に時間がかかってしまった。事務局としては、運営指導時の確認の状況と、今後の改善報告の内容を確認し、今後サービス提供が適切になされるようにという観点で指導を徹底していきたい。

矢吹委員長：事務局の端末の不具合の間に、折腹委員からご意見をいただいていたところだ

が、本来は、事業所の中でダブルチェックや確認の中でこのようなミスを防げた可能性もあったと考えられ、また、有給休暇日を実際の勤務と同等に取り扱っていたということであれば、人員体制が厳しい中で、事務職員の未熟さや、業務に追われる現場の状況が想定されるが、事務職員への指導等も行っているのか。

古城課長：例年、集団指導を行い、制度の内容に変更があった部分を中心に、理解が必要な事項について強調して周知しているところではある。適切な事業所運営がされるよう、今後も力を入れていきたいと思う。

田口委員：介護報酬の返還が必要となる金額について、示していただきたい。また、そもそも採算が取れないスキームで運営しているために、不正な請求を行うような状況になっていたのではと考える。市が配慮する必要はなく、厳しく対応していただきたいと思う。

古城課長：過誤調整の金額については、本日は手元に数字をお示しできるものがないため、次回の委員会で報告する。また、悪意あったことを証明することはなかなか難しく、余程目に余るものがあれば行政処分を行う可能性もあると思うが、今回については改善報告を求め、結果の確認を行っていききたい。

黒島委員：この法人が運営する他の事業所も市内にあるのか。他の事業所の運営には問題がないのか。

古城課長：少なくとも通所介護に関してはこの事業所のみである。

矢吹委員長：小規模多機能を運営しているようであるが。

古城課長：小規模多機能を1事業所運営しているが、不適切な運営をしているという認識はない。

矢吹委員長：明らかな不正、内部からの情報提供等がなければ、次回更新の6年後までこのように審議を行うことがないということが不安に感じられる。

古城課長：相談等が寄せられる可能性はあり、その際には状況を確認し、必要な指導を行っていく。

田口委員：「悪意がない」ということに焦点が向けられていたが、悪意の有無は関係がないと思う。結果的に誤った運営をしたのであれば責任を取るべきである。また、悪意がなければこのようなことは行わないと思う。自宅を事業所としているところではないか。

古城課長：自宅を事業所としているところではない。厳しい処分となると、行政処分ということになるが、それなりの根拠が必要となる。今回の指摘事項は事業所側の理解不足によるものと認識しているため、まずは改善状況の確認を行っていききたい。誤算定部分については、過誤調整により必要な返還を求めていく。結果については次回の委員会で報告する。

矢吹委員長：運営指導において事実確認をし、事務的なミスであると判断したことは明らかな事実である。これを基に我々も判断をしていくことになる。一方で、仮に返還ができなかった場合にはどうなるのか。

古城課長：返還額が多額になる場合には、分割払いなどの方法を提示することになると思わ

れる。返還が不要になることはなく、しっかりと返還を求めていく。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。
⇒異議なし。

4. その他

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会